

第5章

実態調査

右／豊里学園新園舎
(平成24年)
下／豊里学園初代園舎
(昭和23～46年)



右／向陽学園新園舎
(平成23年)
下／向陽学園旧園舎
(昭和41～平成23年)



会員事業所実態調査

● 調査主旨・回答数

大阪福祉協会の20周年記念誌及び30周年記念誌においては、会員事業所の直近の実態調査を行ない、統計資料として資料編に掲載をしているが、今回50周年記念誌を編集するにあたり、これまでの調査を踏まえ、前回と同様の調査に加え、障害者自立支援法等による制度変更を加味した実態調査を会員事業所の協力を得て実施し、報告することとした。

障がい児・者福祉関連法の様々な改正に伴い、制度が大きく変わったことから、前回までの調査を全て踏襲し、比較・対象することは困難であったが、今回の調査も含め、大阪福祉協会の歴史を資料として積み重ねていくことで、今後の大阪福祉協会を展望する一助となればと考えている。

なお、調査の基準日を平成24(2012)年4月1日とし、調査は大阪福祉協会に加入をしている事業種別に実施した。

また、調査において、制度変更に伴う回答の困難さ等があったことから、未回答の項目が多く含まれており、その関係で統計資料上、整合性が取れない項目が含まれている点については、了解をいただきたい。

発送数	194
回答数	118
回収率	60.8%

指定サービス名

児童入所	6
児童通所	9
施設入所	32
多機能型	33
生活介護	22
共同生活介護	4
就労移行	1
就労継続	1
就労継続B	1
短期入所事業	1
その他	6
合計	116

*新サービス移行時等に事業を廃止した事業所があり、回答数と指定サービスとの数字が一致していない。

● 利用者の状況

前回までの調査においては、入所施設・通所施設あるいは授産施設・更生施設というような形で、調査対象の明確な区切りができたが、今回の調査では、法改正の影響を受けて、区切りが非常に困難であり、表1については、便宜的に多機能型(含む入所施設)・生活介護(含む入所施設)・児童系事業・その他系事業という形で定員・登録者を集計した。

表1 各事業の定員・登録者数

事業名	定員	登録者数
多機能型(含む入所施設)	2,035	2,153
生活介護(含む入所施設)	4,411	4,407
児童系事業	823	1,100
その他系事業	370	354
合計	7,639	8,014

また、例えば、生活介護と施設入所支援という形で、重複してのサービス利用の利用者も多いことから、実際の利用者数と定員とは乖離があることが想定される。

ただ、数字だけを見れば、約60%が生活介護系の事業所を利用している結果となっている。

なお、新サービスの移行に伴い、27事業所が定員を変更しており、多くの入所系施設が定員を減らしている。

障害者自立支援法は、三障がい一元化を方針としてしており、そのため知的障がい児・者の支援を中心とする大阪福祉協会においても、40%を超える事業者が対象者を特定せず、三障がいを対象として支援を行なっている。

表2 対象者の特定

特定していない事業所	50
特定している事業所	57
不明	9

表3～表7については、合計数だけでなく、事業所を生活介護系（含む施設入所）・就労系・児童系・その他系に分けて集計を行なった。

表3は年齢別利用者状況であるが、40歳以上の利用者が全利用者の約40%、とりわけ旧更生施設の移行先である生活介護系の事業所においては、利用者の約50%が40歳以上となっている。また、最高年齢の利用者は85歳である。更に30周年記念誌の調査において、60歳以上の利用者の比率は約1%であったが、今回の調査では約8%となっており、利用者の高齢化が進んでいる状況を示している。

表3 年齢別利用者状況

事業名	年 齢						合 計	最高年齢
	学齢期前	学歴期 ～18歳	18～39	40～59	60～64	65歳以上		
生活介護系事業 (含む施設入所)	0	3	1,978	1,589	221	180	3,971	85歳
就労系事業	0	1	586	188	18	5	798	70歳
児童系事業	457	148	64	6	0	0	675	52歳
その他系事業	0	82	173	149	35	21	464	77歳
合 計	457	234	2,801	1,932	274	206	5,908	85歳

表4の利用期間を見ると、10年を超える長期の利用者が全体の35%を超えており、30周年記念誌の調査では10年以上の利用者が約22%であったことと比較すると、利用者の長期利用・滞留化傾向が更に進んでいることを示している。特に就労に向けた取り組みが期待されている就労系事業所においても、約18%の利用者が10年以上の利用となっている。

また、児童系事業においても、一定数の利用者が10年を超え、年齢超過児の実態をあらわしている。

表4 利用期間の状況

事業名	年 数									合 計
	0.5年未満	0.5～ 1年未満	1～ 2年未満	2～ 3年未満	3～ 5年未満	5～ 10年未満	10～ 15年未満	15～ 20年未満	20年以上	
生活介護 (含む施設入所)	126	140	49	492	501	989	731	388	525	3,941
就労系事業	84	116	15	159	149	137	103	18	24	805
児童系事業	193	124	11	181	60	56	23	14	13	675
その他系事業	20	58	7	44	32	76	71	69	95	449
合 計	423	438	82	876	742	1,258	905	489	657	5,870

表5～表9は、障がい関係の手帳取得状況等により利用者の障がい程度の把握・理解をするための調査項目であるが、発達障害者支援法の成立等を反映するため、表5・障がい程度区分、表8・精神保健手帳所持数、表9・発達障がいの状況について新たに調査を実施した。

このような調査項目は、近年の利用者の障がいの多様化や障がい把握・理解について様々な視点・手法が導入されている状況を象徴していると同時に、支援する側の重複障がいのある利用者支援等の専門性の必要性をも例示しているとも言える。

個別の調査においては、表5の障害者自立支援法における障がい程度区分では、利用者の約75%が程度区分4以上を占めている。

表5 障がい程度区分の状況

事業名	程度区分							合計
	1	2	3	4	5	6	その他	
生活介護(含む施設入所)	1	29	473	1,123	1,221	1,155	0	4,002
就労系事業	26	115	221	141	47	3	25	578
児童系事業	0	0	0	0	0	0	0	0
その他系事業	18	57	176	79	48	29	57	464
合計	45	201	870	1,343	1,316	1,187	82	5,044

表6の療育手帳の所持状況では、表2の利用者合計5908人をベースに算定すると約95%の方が所持していることになり、平成5年の所持率が約86%であったことと比較すると約20年で約10%程度増加し、現在ではほとんどの利用者が所持している。また、その中で、A判定の利用者が約70%、とりわけ生活介護系では約80%を占めており、障がいの重度化傾向を示している。

表7は内部障がいに肝臓が加わった身体障害者手帳の所持状況であるが、約20%の利用者が知的障がいに加えて、何らかの身体障がいを合わせて持っている。

それ以外にも表8、表9にあるように精神障がい・発達障がいがある利用者も相当数いる。

表6 療育手帳の所持の状況

事業名	判定区分						合計
	A	B1	B2	不明	非所持		
生活介護(含む施設入所)	3,111	286	48	493	0	3,938	
就労系事業	353	223	86	94	13	769	
児童系事業	197	105	140	0	0	442	
その他系事業	180	84	47	145	7	463	
合計	3,841	698	321	732	20	5,612	

表7 身体障害者手帳の所持の状況

事業名	障がい名											合計
	視覚	聴覚	平衡	言語	肢体			内部障がい				
					上肢	下肢	運動機能障がい	心臓	腎臓	肝臓	呼吸疾患その他	
生活介護(含む施設入所)	60	107	3	169	208	216	2	151	46	1	9	972
就労系事業	4	6	0	6	8	16	2	8	9	2	7	68
児童系事業	0	3	1	0	0	2	0	0	6	8	1	21
その他系事業	14	14	1	35	15	28	0	26	12	8	1	154
合計	78	127	4	210	231	260	4	185	67	11	17	1,194

表8 精神保健福祉手帳の所持の状況

	等級			合計
	1級	2級	3級	
人数	50	63	10	123

表9 発達障がい等の状況

	障がい名			合計
	発達障がい(自閉症)	高次脳機能障がい	難病	
人数	779	26	31	836

表10は平成24年度短期入所の利用状況である。短期入所のニーズの高さがあらわれている。また、単純に計算すると、大阪福祉協会会員事業所において1日100人以上の利用者の短期入所の利用者支援を行なっていることになる。

表10 平成24年度短期入所の利用状況

項目	人数
短期入所登録者数	4,967
短期入所利用者数	4,139
短期入所延利用者数	39,765

● 移行等の状況

表11・12は施設入所支援を除くすべての事業所の過去10年間の事業利用前と利用終了後の状況である。

表11の家庭を除く合計5548から表12の合計4669を引いた879が、この10年間の大阪福祉協会会員事業所が提供するサービスの増加数と推定される。

表11 利用前の状況（平成14～23年度）

利用前の状況	人数
家庭	3,467
幼稚園	5
保育園	10
学校	153
支援学校	1,527
知的施設	2,728
その他施設	317
就労	0
G H . C H	112
福祉ホーム通勤寮	12
病院	143
その他	541
合計	9,015
家庭を除く合計	5,548

表12 利用終了後の状況（平成14～23年度）

利用終了後の状況		人数
家庭	幼稚園	653
	保育園	444
	学校	136
	支援学校	130
	知的施設	957
G H ・ C H		309
知的入所		715
その他入所		186
就労	家庭	356
	福祉ホーム通勤寮	21
	G H ・ C H	138
	その他	33
病院		73
死亡		180
その他		338
合計		4,669

表13は就労先の状況である。平成10（1998）年の障害者雇用促進法の改正において、知的障がい者の雇用が義務化されて以降、まだまだ不十分ではあるが、企業等で雇用される知的障がい者が一定増加しており、また、その就労先がこれまで多かった製造業だけでなく、福祉・医療関係等の第三次産業までと他方面に渡っていることを示している。

表13 就労先の状況（平成14～23年度）

就職先	人数	
農林漁業	10	
製造業	158	
第三次産業	小売り業	49
	飲食関係	51
	福祉・医療関係	66
	清掃等生活関連関係	136
	その他	99
その他	41	
合計	610	

表14・15は、障害者支援施設から過去10年間の地域生活への移行及びその際の日中活動の場の状況である。障害者自立支援法の柱の一つが入所施設からの地域生活移行であり、その柱となるのが、生活の場であるグループホーム・ケアホームにおける支援である。国の政策の推進や大阪府の単独事業としての「地域移行支援センター」事業により、この10年では平均で52.6人の利用者が地域生活へ移行している。平成5年度のグループホームへの移行者22名と比較すると約2.5倍に増加している。ただし、家庭を含めた地域移行者が955人に対して、何らかの日中活動系のサービスを利用している利用者が485人と約50%であり、地域生活移行時の日中活動の場の確保が求められている。

表14 障害者支援施設での過去10年間（平成14～23年度）の年度別の地域生活への移行者数及び移行先

年 度	移行先					合 計
	家庭	福H・通勤寮	GH・CH	単身生活	その他	
平成14年度	42	2	42	1	9	96
平成15年度	74	1	33	1	10	119
平成16年度	39	1	16	0	6	62
平成17年度	30	1	35	2	3	71
平成18年度	33	2	73	0	9	117
平成19年度	19	2	55	2	13	91
平成20年度	37	0	48	1	4	90
平成21年度	25	0	81	1	5	112
平成22年度	21	0	76	2	0	99
平成23年度	23	0	67	2	6	98
合 計	343	9	526	12	65	955

表15 障害者支援施設での過去10年間（平成14～23年度）の年度別の地域生活への移行者の日中活動の場

年 度	日中活動の場							合 計
	就労	就労移行 (旧通所授産)	就労継続A (旧福祉工場)	就労継続B (旧通所授産)	生活介護 (旧通所更生)	地域活動支 援センター (旧小規模 作業所)	その他	
平成14年度	25	0	0	15	8	3	6	58
平成15年度	17	0	0	2	4	7	4	34
平成16年度	14	0	0	6	3	2	2	27
平成17年度	20	1	0	2	10	4	12	49
平成18年度	14	1	0	7	22	8	8	60
平成19年度	12	3	0	3	16	5	3	42
平成20年度	11	1	0	7	12	1	1	33
平成21年度	16	0	0	25	33	0	6	70
平成22年度	18	0	0	15	20	2	1	56
平成23年度	24	0	1	13	14	0	4	56
合 計	171	6	1	95	142	32	47	485

表 16 は、過去 10 年間の高齢系施設への移行状況である。30 周年記念誌にある平成 4（1992）年 10 月からの 1 年間に高齢系施設（特別養護老人ホーム）へ移行した利用者が 0 人との報告と比較すると、介護保険の導入以降のサービスの増加や「知的障がいにて特化した特別養護老人ホーム」の建設等により、高齢施設への移行が一定あることを示しているが、表 3 の高齢化の実態を踏まえるならば、高齢系施設の利用に向けたより抜本的な取り組みが求められることをあらわしている移行者数であるとも言える。

表 16 障害者支援施設での過去 10 年間（平成 14～23 年度）の年度別の高齢系施設への移行者数

年 度	移行先					合 計
	特別養護老人ホーム	養護老人ホーム	有料老人ホーム等の高齢系施設	グループホーム	家庭等／高齢者デイサービス等	
平成 14 年度	4	0	0	4	0	9
平成 15 年度	1	0	0	0	0	8
平成 16 年度	1	0	0	0	0	13
平成 17 年度	6	0	0	0	0	14
平成 18 年度	1	0	0	0	0	7
平成 19 年度	20	0	0	0	1	36
平成 20 年度	16	0	0	1	1	20
平成 21 年度	17	0	2	11	1	47
平成 22 年度	3	0	0	0	2	14
平成 23 年度	6	1	2	1	4	28
合 計	75	1	4	17	9	196

● 職員の状況・評価

表 17 は、常勤職員・非常勤職員数の職種ごとの配置数である。全体で常勤職員 2330 人に対して、非常勤職員が 1140 人であり、非常勤率が約 34% となっている。昭和 58 年当時の調査で非常勤率が約 8% であったことと比較すると約 30 年で非常勤率が約 3 倍に増加しており、非常勤・短時間労働職員の増を踏まえた利用者支援の質を確保するシステムを検討する必要があると思われる。

表 17 職員の配置状況

時 間	管理者	S 管理責任者	直接支援職員	看護師	栄養士	調理員	事務系職員	嘱託医	言語聴覚士	運転手	合 計
常勤	118	136	1,740	61	72	73	128	1	1	0	2,330
30 時間以上の非常勤	1	9	349	12	3	47	27	1	1	2	452
20 時間以上 30 時間未満の非常勤	1	0	257	13	1	60	14	0	0	0	346
20 時間未満の非常勤	3	3	136	58	2	35	5	0	0	0	242
合 計	123	148	2,482	144	78	215	174	2	2	2	3,370

表18および表19は今回初めて実施した調査である。表18は職員の勤務年数を職種別・雇用形態別に調査したもので、表19は資格取得を雇用形態別に調査した。表18では20年以上勤務している経験豊かな、いわゆるベテラン職員が10%程度しか就労していない実態を、また、表19においては、ある意味で専門性を担保する社会福祉士等の資格取得と雇用形態に明確な相関関係があることを示していると思われる。

表18 職員の配置状況

		1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	合計
管理者	常勤	4	10	4	16	33	52	119
	非常勤	0	1	3	0	0	0	4
サービス 管理責任者	常勤	3	5	8	20	53	44	133
	非常勤	0	0	0	0	3	0	3
直接支援者	常勤	253	401	325	403	219	170	1771
	非常勤	143	241	134	131.8	52.8	13	715.6
看護師	常勤	7	12	8	13	10	9	59
	非常勤	14	21	17	18	5	10	85
事務系職員	常勤	14	13	24	27	29	19	126
	非常勤	9	13	13	7	0	3	45
合計		447	717	536	635.8	404.8	320	3060.6

表19 職員の資格取得の状況

雇用形態	社会 福祉士	精保健福 祉士	介護 福祉士	作業理学 療法士	管理 栄養士	栄養士	合計
正 規	237	38	281	5	30	39	630
契 約・非 正 規	4	1	67	14	2	4	92
合計	241	39	348	19	32	43	722

表20・21は利用者の権利擁護・サービスの質を確保するための第三者委員の配置及び第三者評価の実施状況である。第三者委員は80%を超える事業所に、民生委員、弁護士、大学教員等の多彩な人材が配置されている。一方で第三者評価の実施率は約20%と低調な状況にあり、今後の積極的な取り組みが期待される。

表20 第三者委員の設置状況

設置事業所	96
未設置事業所	22

表21 第三者評価の実施状況

実施事業所	26
未実施事業所	92